

飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）実施要領

平成 26 年 4 月 22 日付け 26 農畜機第 365 号承認

平成 26 年 4 月 22 日制定

近年、輸入飼料穀物や粗飼料の価格が高騰する中で、畜産経営の安定・向上を図るために、国産粗飼料の生産等の機能を強化し、畜産経営体が低コストで継続的に国産粗飼料を利用できる体制を緊急に整備していく必要がある。

このため、ホクレン農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、飼料自給力強化支援事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4749 号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、TMR センター（完全混合飼料の飼料生産組織をいう。以下同じ。）及びコントラクター（飼料生産受託組織をいう。以下同じ。）の体质強化を図るための事業に対し補助することとし、もって国産粗飼料の一層の利用拡大に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）、及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）、並びに「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 事業の内容

連合会は、農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であつて畜産業の振興を目的とする法人（以下「農協等」という。）及び TMR センター等が、経営の高度化を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付主体（公募団体が別に定める民間リース会社（以下「リース会社」という。））に対して支払う貸付料について負担の軽減を図るものとする。

第 2 機械装置の借受者

この事業の借受者は、農協等並びに次の 1 及び 2 の要件をいずれも満たす末端借受者であつて、リース方式により機械装置を導入する者とする。

1 TMR センター等

TMRセンター等は、次の（1）から（9）までのいずれかの組織形態を満たすものに限る。

- (1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (3) 土地改良区
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (5) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (6) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。
- (8) 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次のアからウまでのすべての要件に適合するもの。
 - ア 農業を主たる事業として営んでいること。
 - イ 株式会社にあっては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
 - ウ 持分会社にあっては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。
- (9) 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次のアからウまでのすべての要件に適合するもの。
 - ア 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - イ その規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。
 - (ア) 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。
 - (イ) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - (ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

- (エ) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
- (オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- ウ (4)、(5) 及び (8) に掲げる法人となることが見込まれる組織であること。

2 経営高度化組織

TMRセンター等は、法人化していない組織にあっては、次の（1）から（4）までのいずれかを満たす組織であること。法人化している組織にあっては、次の（2）から（4）のいずれかを満たす組織であること。

(1) 平成 28 年度までに経営の法人化を図ることが平成 26 年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの。

(2) 平成 28 年度までに飼料生産受託面積（国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）別表の 1 の（1）から（6）までに定める作業を受託する面積（自ら飼料を販売している組織にあっては飼料生産作業面積）をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。）を平成 24 年度又は平成 22 年度から平成 24 年度の 3 力年の平均と比較して、北海道は概ね 40ha、都府県は概ね 20ha（中山間地域にあっては、北海道は概ね 20ha、都府県は概ね 10ha）以上拡大することが平成 26 年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの。

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下のアからクまでのいずれかに該当する地域をいう。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する沖縄

- キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島
- ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島
- (3) 粗飼料の自給率が、作業機械のリース導入等の後に平成 24 年度又は平成 22 年度から平成 24 年度の 3 カ年の平均の実績値より、以下の基準を上回る経営計画が組織の総会等で承認されていること。

平成 24 年度又は平成 22 年度から平成 24 年度の 3 カ年の平均の自給率（実績値）	基準
80%未満のとき	5 ポイント
80%以上～85%未満のとき	4 ポイント
85%以上～90%未満のとき	3 ポイント
90%以上～95%未満のとき	2 ポイント
95%以上のとき	増加すること
100%のとき	維持すること

- (4) その他 TMR センター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事がイに掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適當と認めた者。

第 3 貸付対象機械装置の範囲

- 1 貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- 2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。
- 3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。
- 4 貸付対象機械装置は、リース会社がリース物件として貸付可能なものとする。
- 5 国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

第 4 事業の実施

- 1 リース会社の選定
 - (1) 借受者がリース会社を選定するに当たっては、連合会が別に定めるリ

ース会社の中から行うものとする。

(2) リース会社は、借受者とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械装置の貸付期間内において、同条件で他のリース会社等を通じて事業が継続できるための措置を担保するものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

TMRセンター等は、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50B 第 302 号農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。）に係る基本契約を締結し、平成 25 年度において数量契約を締結している場合は、平成 26 年度においても数量契約を継続して締結していること。

3 事業の実施方法

連合会は、借受者がリース会社から借り受ける機械装置の取得価額のうち、2 分の 1 以内の金額についてリース会社を通じて借受者へ補助する。

4 再貸付け

機械装置を借り受けた農協等は、末端借受者に当該機械装置を再貸付できるものとする。

また、再貸付けを行う場合には、別に末端借受者との間で再貸付契約を結ぶものとする。

なお、農協等が、借り受けた機械装置を直接使用する者となる場合にあっては、末端借受者に係る規定に従うものとする。

5 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の 70%（法定耐用年数が 10 年以上の貸付対象機械装置については 60%）以上（1 年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、リース会社が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、リース会社が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

6 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

リース会社は、貸付対象機械装置について 5 に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権

を移転することができるものとする。

なお、当該譲渡額は、貸付対象機械装置につき法定耐用年数を基礎とした定率法により計算した場合におけるその購入時の未償却残価に相当する価格（当該価格が貸付対象機械装置の購入価格の5%相当額を下回る場合は、当該5%相当額）未満の額とする。

ただし、当該譲渡額が所有権の移転時に公正な市場価格と比べ著しく下回る場合は、この限りではなく、当該市場価格を著しく下回ると認められる範囲内でリース会社が定めるものとする。

7 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者がリース会社に支払うものとする。

8 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。

なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

（1）基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ。）に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

（2）附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース会社が別に定める額とする。

ただし、リース会社は、附加貸付料等を定めるに当たっては、公募団体から貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

9 事業の委託

要綱別添4の第2の3の規定に基づき、ホクレン農業協同組合連合会代表理事長（以下「会長」という。）は、次に掲げる事業について委託して行うことができるものとする。

（1）事業推進会議の開催

（2）借受者の申請書類等の取りまとめ、審査及び提出

（3）貸付対象機械装置の検収業務

（4）会長の指示に基づく調査

(5) 関係書類等の整備保管

(6) その他必要事項

第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成26年度とする。

第6 事業の推進指導等

借受者及びリース会社は、連合会の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第7 連合会の補助等

連合会は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 事業の手続等

1 借受者の事業参加申請

(1) 補助金の交付を受けようとする借受者は、第4の1の(1)により事前に契約するリース会社を選定するとともに、別紙様式第1号の飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）参加申請書を作成し、次の添付書類のうち必要なものをして、公募団体に提出するものとする。

ア 配合飼料の価格差補てんに係る基本契約、及び平成25年度において数量契約を締結している場合は、平成26年度においても数量契約を締結していることが確認できる書類の写し

イ 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し

ウ 申請する貸付対象機械装置のカタログ（販売業者により原本証明されたもの）

エ 借受者が法人にあっては定款の写し

オ 知事特認機械を申請する借受者にあっては、知事特認に係る協議書の写し

カ その他必要な書類

(2) 連合会は、(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、事業参加申請書の内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めることができるものとする。

2 貸付の決定と契約

(1) 連合会は、1の(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認められる場合には、借受者に対し、貸付決定通知を送付するものとする。

ただし、1の(1)のエの申請する貸付対象機械装置の見積書が委託先の作成の場合は、第4の9の事業の委託の内容に関わらず連合会が審査を行うものとする。

(2) 借受者は、(1)による貸付決定後、リース会社との間でリース契約手続を開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械装置の本体価格と補助金額を明記するものとする。

3 貸付対象機械装置の検収

連合会は、貸付対象機械装置が借受者に納品された後、速やかに当該機械装置の検収を行い、別紙様式第2号による貸付対象機械装置の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、作成した別紙様式第2号の写しを速やかにリース会社に送付するとともに、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。

ただし、貸付対象機械装置の販売元が委託先の場合は、第4の10の事業の委託の内容に関わらず連合会が検収を行うものとする。

4 事業の実績報告

(1) 借受者は、リース会社とリース契約を締結し、貸付対象機械装置の検収を終えた後、速やかに別紙様式第3号の飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）実績報告書を作成し、公募団体の長に提出するものとする。

(2) 連合会は、(1)により事業実績報告書の提出があった場合には、その内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に対し、その実施状況を報告するものとする。

5 補助金の交付

連合会は、4の(1)の事業の実績報告を受領後、その内容を審査し、適当と認められる場合には、リース会社からの請求に基づき、貸付決定に基づく額を限度として、補助金相当額を交付するものとする。

なお、リース会社は、請求に当たり別紙様式第4号の飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）精算払請求書を作成し、会長に提出するものとする。

第9 貸付対象機械装置の維持管理等

1 維持管理

- (1) 借受者は、リース会社とのリース契約に従い、善良なる管理者の注意をもって貸付対象機械装置を維持管理し、貸付期間において使用しなければならない。
- (2) 借受者は、貸付対象機械装置の維持管理及び使用状況について、記録しておくものとする。

2 経費の負担

貸付対象機械装置の維持管理又は使用のために必要な経費については、リース会社とのリース契約に従い、借受者が負担するものとする。
ただし、借受者以外の者が、借受者に援助することは妨げない。

3 貸付対象機械装置への標記

借受者は、会長の指示に基づき、当該事業による補助を受けたものであることを貸付対象機械装置に標記するものとする。

第10 補助金の返還等

1 禁止行為による返還

借受者は、貸付対象機械装置について次の行為を行ってはならない。
なお、これらが判明した場合は、リース会社を経由して会長に対し、補助金額の全部又は一部を返還しなければならないものとする。

- (1) 要綱、要領に定める規定に違反した行為を行うこと。
- (2) この事業の目的以外の用途に使用すること。
- (3) 第三者に転貸し又は譲渡すること。
- (4) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること。

2 連合会は、借受者又はリース会社から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又はリース会社に対して補助金の全部若しくは一部の返還を命じができるものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 借受者が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

3 事業の中止等による返還

貸付期間内において、借受者が離農等により事業を中止しようとする場合

は、貸付対象機械装置に係る補助額について、リース会社は貸付期間に応じて会長が別に定める額を、公募団体の長に返還するものとする。

4 会長の指示による返還

会長は、1から3以外の場合、必要に応じてリース会社に補助金の返還を求めることができるものとする。

5 返還のための対応

リース会社は、借受者との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、補助額の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

第1 1 報告及び調査

- 1 リース会社は、貸付期間中の毎年度、貸付対象機械装置のリース状況について、会長に報告するものとする。
- 2 会長は、1にかかるわらず必要に応じてリース会社及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第1 2 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 リース会社は、第8の5の飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）精算払請求書（以下「精算払請求書」という。）を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 リース会社は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、精算払請求書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第5号の飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、連合会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない

場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定通知のあった日の翌年 6 月 20 日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第 13 帳簿等の整備保管等

借受者及びリース会社は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

第 14 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に定めるものとする。

附則（平成 26 年 4 月 22 日付 第 365 号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

区分	対象機械装置	北海道	都府県
1 飼料播種機械装置	牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12 条播き以上のものに限る	
	追播種機		
	とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4 条播き以上のもの又は作業能率が 50a/1 時間以上のものに限る	
	飼料用稻直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る	
	草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥・播種、覆土・鎮圧等）に係る作業に要する機械	
2 収穫・調製用機械装置	モアコンディショナー ヘイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅 1.8 メートル (肉用牛は 1.6 メートル) 以上とのものに限る	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅 1.6 メートル以上のものに限る
	フォーレージハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅 1.5 メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る	乗用トラクター用又は自走式のものに限る
	とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用アタッチメントに限る	
	テッダー、レーキ テッダーレーキ	乗用トラクター用で、作業幅 4.0 メートル以上のものに限る	乗用トラクター用で、作業幅 3.3 メートル以上のものに限る
	ロールベーラー	ピックアップ幅 1.2 メートル以上のロール型、細断型ロールベーラー、稻発酵粗飼料用ロールベーラー又は汎用型飼料収穫機に限る	ピックアップ幅 1.0 メートル以上のロール型、細断型ロールベーラー、稻発酵粗飼料用ロールベーラー又は汎用型飼料収穫機に限る
梶包解体機、運搬機		積載量 1.5 トン以下のロードワゴンを除く	
梶包格納用機械			

	サイレージ取出機 積込機	フロントローダー、ホイルローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る
	飼料攪拌機	
	飼料粉碎機	
	稻わら収集機	
3 その他	アンモニア処理機	
	飼料保管装置	飼料保管タンク、飼料保管庫（コンテナ等）
	家畜糞尿土壤還元用機械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機
	作業管理システム機器	

- ※ 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り補助対象とする。
- ※ 本表の運搬等の機械には、汎用のあるトラック等は含まないものとする。
- ※ 飼料保管庫（コンテナ等）については、コンテナ倉庫又は200 m²以下の倉庫とし、実施設計費及び基礎工事は対象外とする。
- ※ 本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に認めた機械についても、補助対象とする。

別表 2

補助対象経費	補助率
リース物件の取得に必要な経費	1／2以内

平成 年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会
代表理事長 佐藤俊彰 殿

住 所
借受団体名
代表者氏名 ㊞
電 話

平成 年度飼料自給力強化支援事業参加申請書

(作業機械のリース導入)

平成 年度飼料自給力強化支援事業の実施にあたり、同事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4749 号)並びに、同事業実施要領及び業務方法書に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請対象事業名

(1) 飼料自給力強化支援事業 (作業機械のリース導入) 申請件数 : _____ 件

2. 申請内容

別添補助金交付申請書のとおり

3. リース会社名 _____

4. 添付書類

(1) 飼料自給力強化支援事業申請一覧表 (別添 1-1)

(2) 補助金交付申請書類 一式

以上

平成 年度飼料自給力強化緊急支援事業補助金交付申請書
 (作業機械のリース導入)

殿

平成 年度飼料自給力強化支援事業(作業機械のリース導入)を下記のとおり実施したいので、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金による交付を受けたく、飼料自給力強化支援事業実施要領第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(借受申請者)

住所

氏名(名称)

代表者名

印

記

1. 借受者要件(該当する箇所を○印を付してください。)

(1) 農協等(農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人、一般財団法人等畜産業の振興を目的とする法人)
(2) TMRセンター
(3) コントラクター
(4) その他の飼料生産組織(具体的)

2. 借受申請者の状況等(平成25年12月末時点)

飼料畠等	田:	() ha	畑:	() ha	草地:	() ha
------	----	--------	----	--------	-----	--------

注1)借受農地の飼料畠等は、()して内数を記入して下さい。

3. 申請機械装置の概要等

別添1-1のとおり

4. リース会社名

5. 添付書類

- (1)導入する機械の見積書
- (2)導入する機械の原本証明付きカタログ又は設計図面 等
- (3)共同利用誓約書(共同利用の場合のみの添付)
- (4)組織の規約・定款(写し:法人・集団の場合必要)
- (5)経営高度化組織を満たすことを証する書類等
- (6)知事特認にかかる協議書(知事特認機械装置を申請する場合)
- (7)その他事業主体が別途定める書類

事業実施主体等が本事業の参加に係る上記内容を関係機関に提供することについて同意いたします。

平成 年度飼料自給力強化支援事業
(作業機械のリース導入)借受者内容

本事業の借受者要件において、次の(1)から(4)のいずれか該当するものに内容を記載して下さい。

(1) 経営の法人化

実施予定年度:平成 年度
法人化により期待される効果:

--

(2) 飼料生産受託面積・飼料生産作業面積

作業を受託している面積をアに、自ら飼料を販売している面積をイにそれぞれ記入して下さい。

	22年度 (ア)	23年度 (イ)	24年度 (ウ)	3年間平均 (エ)	年度計画 (オ)	拡大面積 (オ-ウ又はエ)
ア 受託面積						
イ 生産面積 (販売用)						
合計						

注1:作付及び収穫をそれぞれ2回行う場合は、延面積(延作付面積)を記載して下さい。

2:ア及びイいずれの面積についても明細を添付して下さい。

3:年度計画は平成28年度までの年度で記載して下さい。

(3) TMR原料(TDN重量ベース)の内訳

原料の種類	原料の重量		粗飼料における TDN重量換算率		粗飼料における TDN重量		粗飼料自給率 ①/(①+②)		
	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	増加率
粗飼料(地域内)	t	t	%	%	t	t	%	%	
小計①			—	—					
粗飼料(地域外)							—	—	—
小計②			—	—			—	—	—
濃厚飼料			—	—	—	—	—	—	—
エコフィード等			—	—	—	—	—	—	—
合計			—	—			—	—	—

注1:原料の種類は、粗飼料(地域内・地域外)、濃厚飼料、エコフィード等に区分して記載すること。

2:粗飼料におけるTDN重量は、実測値又は「日本標準飼料成分表(2009年版)」の飼料成分表等から推計して算出すること。

なお、実測値で算出する場合は、粗飼料におけるTDN重量換算率に実測値と記入すること。

3:TMR原料となる地域で生産される粗飼料の自給率が、機械装置導入後に平成24年度又は平成22年度から平成24年度の3ヵ年の平均の自給率より、本事業実施要領にある基準を上回る計画であること。

4:上記の根拠となる資料を添付してください。

(4) その他コントラクター等の経営の高度化に資するもの(知事特認)

(2)以外に経営の高度化に資すると知事が認める場合、その計画数値等内容のわかる資料を添付してください。

事業実施主体等が本事業の参加に係る上記内容を関係機関に提供することについて同意いたします。

別紙1-1の別添1-1
平成 年度飼料自給力強化支援事業(作業機械のリース導入)

借受者氏名(名称) :

No	導入目的 (該当する手法・手段を 記入)	知事特認 (※1)	現行機械装置の概要 (機械装置名、数量等)	機械装置の概要				機械装置価格、補助金等			リース会社	賃付 期間	
				機械装置名	型式	メーカー	販売業者	数量	選定理由及び成果目標(※2)	機械価格	補助率		
1													
2													
3													
4													
5													
合計													

※1 申請する機械が知事特認による場合は○印を記入してください。

※2 導入目的に対する機械装置の選定理由及び成果目標を記入してください。また、機能向上の場合は、現行の機械装置との相違点を記入してください。

※3 飼料保管庫(コンテナ等)を申請する場合は、型式欄に倉庫面積(m²)と保管する飼料の種類/数量(O/I)を、選定理由欄に設置の目的をそれぞれ記入してください。

平成 年度飼料自給力強化支援事業貸付機械検収調書

(作業機械のリース導入)

ホクレン農業協同組合連合会

代表理事長 佐藤 俊彰 殿

検収実施者（事業実施主体）

所 属

役職名

氏 名

印

「飼料自給力強化支援事業」に係る貸付機械の検収を下記のとおり実施したので報告します。

貸付機械検収調書

検収立会人 (借受団体)	名 称			
	代表者 氏名			代表者印
	所属名称・職名			
氏 名			個人印	
検収立会人 (末端借受者)	住 所			
	氏 名			個人印
検収立会人 (販売会社等)	所属名称・職名			
	氏 名			個人印
貸付機械の名称		銘 柄		
型 式		機械製造番号等		
車両等の場合、登録番号		貸付記号		
貸付機械納入年月日	平成 年 月 日	販売会社等名称		
検収年月日	平成 年 月 日	検収場所		
検 収 所 見	申請した機械と相違ないか	カタログのとおりか		
	新品であるか	試運転の結果、異常はなかったか		
	貸付標示番号等は貼付されているか	現地販売業者等は貸付機械の取扱上の注意をしたか		
付 属 品				

※付属品欄の記載内容は、申請時における見積書に記載されている付属品で貸付機械に装備されていない物を明記して下さい。

ホクレン農業協同組合連合会

代表理事長 佐藤 俊彰 殿

借受団体名

代表者氏名

印

平成 年度飼料自給力強化支援事業実績報告書
(作業機械のリース導入)

飼料自給力強化支援事業について、同事業実施要領第8の4の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 貸付内容

貸付機械名		銘 柄	
型 式		機械製造番号等	
車両等の登録番号		貸付記号	
納入月日		附加貸付料率	
リース会社 名称			
代表者名			
再借受者 住所			
氏名			

2. 添付書類

- (1) 借受者のリース契約書（写し） 1部
 (2) 再借受者のリース契約書（写し） 1部

以上

別紙様式第4号

年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会
代表理事長 佐藤俊彰 殿

住 所
リース会社
代表者 印

平成 年度飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）精算払請求書

平成 年度飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）について、同事業実施要領第8の5の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求します。

1 請求対象借受者数及び補助金額

借受者数（件）	補助金額（円）

2 添付書類

事業別県別の請求明細表等

（注）リース契約を締結し、貸付対象機械装置の検収を終えた者の内訳の分かるものを添付すること。

年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会
代表理事長 佐藤俊彰 殿

住 所
リース会社
代表者 印

平成 年度飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け の精算払請求により交付を受けた飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）補助金について、飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）実施要領第12の2の規定に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

1 飼料自給力強化支援事業（作業機械のリース導入）補助金の精算払請求額

金 円

2 精算払請求時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3-2）

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し